

付 加 給 付 支 給 規 程

神奈川県電子電気機器健康保険組合

付加給付支給規程

(目的)

第1条 規約第54条第3項の規定による付加給付の支給手続につき必要とする事項は、この規程の定めるところによる。

(請求方法)

第2条 付加給付の請求は、法定給付の請求があった場合は、同時に付加給付の請求があったものとみなす。

2. 前項の規程にかかわらず、訪問看護療養付加金・家族訪問看護療養付加金・家族療養付加金及び合算高額療養付加金の請求については、支払基金を経由する診療報酬請求明細書、もしくは調剤報酬請求明細書にかかる分については、当該請求明細書を組合で受領したとき、また療養費・第二家族療養費にかかるものについては、法定給付の請求書を組合で受領したときに、それぞれ本人より請求があったものとみなす。

(支給方法)

第3条 付加給付は、法定給付の請求に基づき規約に定める額を支給する。

2. 訪問看護療養付加金・家族訪問看護療養付加金・家族療養付加金及び合算高額療養付加金の支給については、事業主より届出のあった「保険給付金等受領委任届」にもとづき受任者あて通知し、被保険者は事業主より給付金を受領する。事業主は給付金の領収書を整備のうえ、組合が支給した月の月末までに組合へ報告することとする。ただし、任意継続被保険者については、本人へ支払うものとする。

附 則

この規程は、昭和49年5月1日から施行する。

附 則

「家族療養付加金」の規程は、昭和60年3月診療分より適用する。

附 則

「合算高額療養付加金」の規程は、昭和61年3月診療分より適用する。

附 則

「訪問看護療養付加金」及び「家族訪問看護療養付加金」の規程は、平成7年3月診療分より適用する。

附 則 (平成15年2月27日第67回組合会)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。(語句の整理)

(健保証の記号：)

保 険 給 付 金 等 受 領 委 任 届

事業所名称

事業所所在地

TEL () -

受 任 者 氏 名		印 章	
所属及び職場における地位			
健 保 証 記 号 番 号		記号	番号
給付金等振込の ための預金口座	銀 行 名	銀行 支店	
	口 座 番 号	(預金) 第	号
	口座開設者の 名称又は氏名	フリガナ	

上記の者を保険給付金等の受任者と定めたのでお届けします。
なお、受任者及び上記記載事項に変更があった場合は、直ちにお届けします。

平成 年 月 日

事業所所在地
事業所名称
事業主氏名

印

神奈川県電子電気機器健康保険組合理事長 殿